

令和 7 年度 此花区イルミネーション業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和 7 年度 此花区イルミネーション業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

此花区・夢洲において 2025 年大阪・関西万博（以下「万博」という。）が開催されることから、此花区役所ではこれまで万博の機運醸成を図るため様々な取組みを行っており、また万博の開催期間中についても、万博開催ご当地区として万博への参加を促すための取組みや万博を契機としたまちの盛り上げを行っていくこととしている。

しかしながら現状では、此花区を訪れる多くのインバウンド客等は J R ゆめ咲線を利用し西九条駅とユニバーサルシティ駅（U S J）を往復するのみで区内に足を向けておらず、結果としてまちの盛り上げに繋がっていない。

万博開催期間中には、より多くのインバウンド客等が来訪することが予想されるため、来場者の方々へおもてなしの気持ちを表すとともに、U S J と万博のみに足を運んで区内を素通りするのではなく、西九条駅や千鳥橋駅を玄関口として、少しでも此花区内に足を向けてほしいと考えている。また万博開催を契機として、区民のみなさまが魅力を感じるようなまちの盛り上げを併せておこなっていきたいと考えている。

そこで、万博への参加を促し、多くのインバウンド客等を区内に誘導することや、区民のみなさまが魅力を感じ、まちの盛り上げと魅力の向上につながるための具体的な施策として、西九条歩道橋、朝日橋及び正蓮寺川公園にイルミネーションを施し、万博や日本文化をモチーフとした「魅力あるスポット・景観」を創り出すことで、万博への参加促進、此花区内のまちの盛り上げや回遊性を向上させていくことを本業務の目的とする。

（2）業務内容

令和 7 年度 此花区イルミネーション業務

※ 具体的内容については、別添「仕様書」を参照のこと

（3）事業規模（契約上限額）

金 12,701,000 円（消費税等を含む）

（4）契約期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで

（5）履行場所

西九条歩道橋、朝日橋及び正蓮寺川公園（大阪市此花区）

※ 詳細については、発注者が指定する。（別添「仕様書」を参照のこと）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別添「業務委託契約書（経常型）」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 要（但し、大阪市契約規則第 37 条第 1 項に該当するときは免除）

(5) 再委託について

ア 本委託業務における契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(イ) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間の中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

ア 本案件に関する予算は、現在、令和 7 年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件にかかる予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において、損害が生じた場合に
あっても、本市はその損害について一切負担しない。

イ 契約の締結は、令和7年度大阪市予算が発効した時とする。

ウ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく
入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

参加資格を有するものは、法人その他の団体（以下「法人等」という）、もしくはその連合体とし、
参加申請時点で、法人等は次の（１）から（７）の条件を、連合体は次の（８）から（１１）の条件を
全て満たすこととする。

- （１） 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないものであること。
- （２） 大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しな
い場合にあっては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に
係る徴収金を完納していること。
- （３） 最近１事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- （４） 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続の開
始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者を除く）。
- （５） 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- （６） 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱
別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- （７） 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を
推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- （８） 連合体は、２以上の法人等により構成された任意団体、ＪＶ（共同企業体や合併企業）など
とし、本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結す
るまでの間に設立すること。
- （９） 連合体を構成する法人等（以下、「構成員」という。）は上記（１）から（８）の条件を全て満
たしていること。
- （１０） 構成員のうち、代表となる法人等（以下「代表者」という。）を定めること。なお、申請書提出
後の代表者及び構成員の変更は認めない。

なお、法人等は重複して申請すること及び法人等として申請し他の参加申請を行う連合体の構成員
となること、参加申請を行う２以上の連合体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・公募開始	令和7年2月17日（月）
・質問締切	令和7年2月28日（金）
・質問回答	令和7年3月5日（水）
・参加申請関係書類の提出期限	令和7年3月10日（月）
・参加資格決定通知	令和7年3月13日（木）
・企画提案書提出期限	令和7年3月17日（月）
・選定会議開催日	令和7年3月25日（火）（予定）

- ・選定結果通知日 令和 7 年 3 月 31 日（月）
- ・契約締結・事業開始 令和 7 年 4 月 1 日（火）（予定）

6 応募手続き等に関する事項

（１） 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和 7 年 2 月 17 日（月）から令和 7 年 3 月 10 日（月）まで
午前 9 時から午後 5 時 30 分（本市の休日を除く毎日）

イ 提出書類 次の書類を提出すること。

	書類	法人等	連合体
1	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式 1）	要	不要
2	公募型プロポーザル参加申請書（様式 1－1（連合体））	不要	要
3	公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 1－2（連合体））	不要	要（構成員ごとに提出すること）
4	連合体の構成員名簿（様式 2（連合体））	不要	要
5	連合体の協定書の写し	不要	要※1
6	使用印鑑届（様式 3）	要	要（連合体様式を使用すること）
7	実績調書（様式 4、契約書等の添付資料を含む）	要	要
8	登記簿謄本又は登記条項全部証明書（写し可。参加申請時点で発行日から 3 ケ月以内のもの）	要※2	要（構成団体ごとに提出すること）※2
9	印鑑証明書または印鑑登録証明書（写し不可。参加申請時点で発行日から 3 ケ月以内のもの）	要※2	要（構成団体ごとに提出すること）※2
10	直近 1 ヶ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書）※3 【写し可。参加申請時点で発行日から 3 ケ月以内のもの】	要※2	要（構成団体ごとに提出すること）※2
11	直近 1 ヶ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署の様式その 3 又はその 3 の 3 様式〔法人〕、若しくはその 3 の 2 様式〔個人〕）※3 【写し可。参加申請時点で発行日から 3 ケ月以内のもの】	要※2	要（構成団体ごとに提出すること）※2
12	直近 1 ヶ年の貸借対照表、損益計算	要※2	要（構成団体ごとに提出す

	書等の財務諸表及び実績報告書		ること) ※2
--	----------------	--	---------

- ※1 本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立のうえ、提出すること。
- ※2 本市入札参加有資格者名簿に登載されている法人等については不要。
- ※3 「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない、若しくは非課税等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
- ※4 会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。（様式自由）

- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出場所・提出方法 8(2)の提出先・問合せ先に持参又は送付によるものとする（送付の場合は必着）。書類は各1部提出すること。
- オ 参加資格決定通知 令和7年3月13日（木）にEメールにより通知する。

(2) 質問

- ア 受付期間 令和7年2月17日（月）から令和7年2月28日（金）午後5時30分まで
- イ 提出場所・提出方法 質問は箇条書で「質問票（様式6）」にて、Eメールにより8(2)の提出先・問い合わせ先へ提出すること。また、送付後に電話連絡を行うこと。
- ウ 回答 令和7年3月5日（水）までに此花区ホームページで公表する。

(3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、様式6（A4判縦型1枚）の提出のほか、A4判横型で20ページ以内とする。
- イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- (ア) 会社概要
 - (イ) 本業務にかかる実施体制
 - (ウ) 類似業務実績
 - (エ) 見積書及び積算根拠
 - (オ) 企画提案

万博への参加促進や、多くのインバウンド客等が駅から此花区内に降りてきていないという現状を十分にふまえたうえで、西九条歩道橋、朝日橋及び正蓮寺川公園において、万博や日本文化の要素を組み込み、万博来場者の方々へおもてなしの気持ちを表すとともに、区民のみならず魅力を感じ、まちの盛り上げと魅力の向上につながり、かつ駅利用者等が思わずぶらりと立ち寄ってしまうような魅力的かつ独創的なイルミネーションの企画を提案してください。

また、単なる画一的・一般的なイルミネーションではなく、此花区の独自性を広く対外的にアピールするようなイルミネーションとするなど、創意工夫を凝らしてください。

なお、西九条歩道橋及び朝日橋については、警察からの指導により、信号と同じ色彩（青・

赤・黄)を活用し信号と見間違ふようなものや、自動車運転手の目を引くような奇抜・強烈なデザイン性のものは不可となっているため、留意してください。

ウ 受付期間 令和7年2月17日(月)から令和7年3月17日(月)まで
午前9時から午後5時30分(本市の休日を除く毎日)

エ 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

※副本7部は法人等名称がわからないように網掛けをするなど工夫すること。

オ 提出場所・提出方法 8(2)の提出先・問合せ先に持参又は送付によるものとする(送付の場合は必着)。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、令和7年度 此花区イルミネーション業務委託業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和7年3月25日(火)(予定) 開催時間は別途通知

(イ) 開催場所 此花区役所3階 講堂B(予定)

(ウ) 提案方法 企画提案書による提案

企画提案書による提案は15分以内とし、質疑応答を含めて30分程度とする。プレゼンテーションには企画提案書を作成した者も参加すること。プレゼンテーションの出席人数は4人までとする(Microsoft Teamsを活用したオンライン出席も可。オンライン出席の場合は企画提案書の提出時に申出が必要)。審査はあらかじめ提出された企画提案書をもとに行い、追加資料の配布並びに、パソコンおよびプロジェクター等での資料投影による説明は不可とする。プレゼンテーション審査を欠席した場合は、審査を行わないものとする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「企画力」の点数が高い方とする。これにより決定しない場合は「提案力」の点数が高い方とし、なお決定しない場合はくじ引きにより決定する。

(2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	審査の指標	審査内容	配点
企画力 (80点)	提案力	①2(1)に示す事業目的に相応しい内容となっているか。	40点
		②提案内容に独創性や工夫があり、魅力のある提案となっているか	10点
	実現可能性	③提案内容は計画性があり、なおかつ実現可能性のあるものとなっているか	20点
	事業経費	④提案内容に基づく価格は適正であるか	10点

実行力 (20 点)	実施体制	⑤業務を行うにあたって、体制が十分に確保されているか	10 点
	類似業務実績	⑥類似業務に関する専門性、情報の蓄積があるか	10 点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、令和 7 年 3 月 31 日（月）までに此花区ホームページに掲載するとともに、全ての参加者に対して別途通知する予定である。

8 その他

(1) 提案に要する費用・条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき、非公開情報（個人情報・法人等の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 全ての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）
- オ 期限後の提出・差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問合せ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北 1－8－4 此花区役所まちづくり推進課（総合企画）
TEL：06-6466-9502 Eメール：td0010@city.osaka.lg.jp